一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示二千三百二十五号南部大阪都市計画道路事業三・三・二百二十二―一号八尾富田林線及び三・三・三百八十五―三号八尾富田林線
三　事業施行期間　自平成八年十二月二十七日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十三年三月三十一日
近畿地方整備局長　上総　周平
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
明石市大久保町松陰字石ヶ谷一三三四番から同市大久保町松陰字石ヶ谷一三三九番まで	○・○○～一五・七五メートル	○・○五五キロメートル

(四)　指定する期日　平成二十三年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年三月三十一日
近畿地方整備局長　上総　周平
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
亀岡市篠町王子西ノ山五番一から同市篠町王子西ノ山四番五まで	前	一四・二〇～二三・二〇メートル	○・一二九キロメートル
	後	一七・四〇～二三・二〇メートル	○・一二九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年三月三十一日
近畿地方整備局長　上総　周平
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福井県三方上中郡若狭町天徳寺三〇号下高野五番一地先から同町天徳寺三一号中溝二六番まで	前	一八・〇六～二七・四七メートル	○・○五五キロメートル
	後	一七・六四～一八・〇六メートル	○・○五五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年三月三十一日
近畿地方整備局長　上総　周平
路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
九号　福知山市東羽合町一七六番から同市字篠尾小字下川九五二番三三地先まで　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年三月三十一日
近畿地方整備局長　上総　周平
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市字岩崎小字水落四〇六番一から同市字多保市小字廻り立二一三番地先まで	前	九・五〇～一八・八〇メートル	○・六〇〇キロメートル
	後	一〇・六〇～二七・八〇メートル	○・六〇〇キロメートル
福知山市字多保市小字上野一三二番四二から同市字多保市小字上野一三二番六一まで	前	一〇・六〇～一七・二〇メートル	○・一二二キロメートル
	後	一二・六〇～二〇・八〇メートル	○・一二二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年三月三十一日
近畿地方整備局長　上総　周平
路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
九号　福知山市字岩崎小字水落四〇六番一から同市字多保市小字廻り立二一三番地先まで　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所
〃　福知山市字多保市小字上野一三二番四二から同市字多保市小字上野一三二番六一まで　〃

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年三月三十一日
近畿地方整備局長　上総　周平
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百七十六号